

令和4年2月15日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2115) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 岩本(内3645、直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和4年1月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	8
職員等	
計	10

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	8
郵便・FAX	1
面談	1
電話	
計	10

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県立学校の職員が生徒に対してパワーハラスメントにあたる発言を行っている。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。
② ある委員会が適切な対応を行っていない。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
③ 県立学校において、超過勤務手当、休日勤務手当が未支給の学校事務職員が存在する。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。
④ ある県民が利益誘導等の行為を行っている。	所管外のため不受理とした。
⑤ 特定の携帯会社の利用者に県からのメールが配信されない。	関係課に確認したところ、本年4月から当該携帯会社の利用者に県からのメールが配信されるようシステム改修を行っているとの回答を得た。
⑥ ある公益的法人において、コロナウイルス感染者が発生している事実を公表していない。	当該法人に確認したところ、施設内の消毒等の措置を行うとともに、ホームページにおいて事実を公表済みであるとの回答を得た。
⑦ ある振興局で、勤務時間中に職務に関係のない行為を行っていた。	振興局に調査を依頼したところ、一部通報の事実が確認され、注意を行ったとの回答を得た。
⑧ 県立中学校入学選考検査の実施後に、追検査を決めるのは不当である。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。
⑨ ある所属で、特定の業者の利益を守る入札が行われている。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。
⑩ ある団体の職員は、勤務時間中、タブレットやスマホでゲームをしている。 また、勤務形態が不適切な職員がいる。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1	⑦
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	9	①②③④⑤⑥⑧⑨⑩
なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。		
(1)調査の結果、是正の必要がないもの	2	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)		
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	2	⑤⑥
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	⑦
(3)調査を継続中としたもの		
(4)不受理としたもの	7	①②③④⑧⑨⑩

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(12月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	5
職員等	
計	5

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	1
面談	1
電話	
計	5

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県立学校の職員が生徒に対してパワーハラスメントにあたる発言を行っている。	当該校に確認したところ、通報の事実は認められなかった。
② 県立学校において、超過勤務手当、休日勤務手当が未支給の学校事務職員が存在する。	具体的な情報がないため不受理とする。各県立学校に対し勤務時間管理の徹底等について注意喚起を行った。
③ 県立中学校入学選考検査の実施後に、追検査を決めるのは不当である。	新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大により受検できなかった児童に対する適切な対応である。
④ ある所属で、特定の業者の利益を守る入札が行われている。	調査中
⑤ ある団体の職員は、勤務時間中、タブレットやスマホでゲームをしている。 また、勤務形態が不適切な職員がいる。	所管外であるため不受理とし、当該団体に回付した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	3	①③⑤
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	2	②④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	2	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1	①
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1	③
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの		
(3)調査を継続中としたもの	1	④
(4)不受理としたもの	2	②⑤

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(12月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。